

山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する規則

令和5年3月30日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号。以下「条例」という。）の施行その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出事項等)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務（開始・変更）届出書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第1項第5号及び山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年形広連条例第4号）第4条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更の年月日
- (2) 通信回線を利用する電子計算機の結合の有無
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (4) その他必要な事項

3 条例第3条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（別記様式第2号）によるものとする。

4 条例第3条第4項に規定する目録は、個人情報取扱事務届出簿とし、総務課に備え置くものとする。

(個人情報ファイル簿)

第4条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、山形県後期高齢者医療広域連合・個人情報ファイル簿（単票）（別記様式第3号）とする。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第4号）とする。

(開示請求に対する決定の通知書等)

第6条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記様式第5号）とする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第6号）とする。

3 条例第6条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記

様式第7号)とする。

- 4 条例第7条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第8号)とする。

(開示請求事案の移送)

第7条 法第85条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第9号)によるものとする。

- 2 法第85条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第10号)とする。

(第三者への意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、任意的意見聴取による第三者意見照会書(別記様式第11号)によるものとする。

- 2 法第86条第2項に規定する書面は、必要的意見聴取による第三者意見照会書(別記様式第12号)とする。

- 3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第13号)によるものとする。

- 4 法第86条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に関する通知書(別記様式第14号)とする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項に規定する電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) フィルム(マイクロフィルムを除く。)に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの視聴
- (2) 録音テープに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法
 - ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付
- (3) 録画テープに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法
 - ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付
- (4) マイクロフィルムに記録されている保有個人情報 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (5) その他の電磁的記録に記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、広域連合長が保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
 - ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ 当該保有個人情報に係る部分を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該保有個人情報に係る部分をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

2 広域連合長は、保有個人情報の開示を受ける者が、当該保有個人情報が記録されている行政文書等を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの交付部数は、1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第15号)によるものとする。

(費用の徴収)

第11条 条例第4条第2項に規定する保有個人情報が記録された行政文書等の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

3 第1項の費用は、広域連合長が指定する方法により納入するものとする。

(保有個人情報訂正請求書)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第16号)とする。

(訂正請求に対する決定の通知書等)

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第17号)とする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第18号)とする。

3 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記様式第19号)とする。

4 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第20号)とする。

(訂正請求事案の移送)

第14条 法第96条第1項前段の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記様式第21号)によるものとする。

2 法第96条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記様式第22号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第15条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第23号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第24号)とする。

(利用停止請求に対する決定の通知書等)

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第25号)とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第26号)とする。

3 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第27号）とする。

4 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第28号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第18条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（別記様式第29号）によるものとする。

（運用状況の公表）

第19条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年形広連条例第1号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(1) 個人情報取扱事務の届出件数

(2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数並びにそれらの処理状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) その他必要な事項

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年形広連規則第19号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に残存する前項の規定による廃止前の山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の規定に基づいて作成された請求書、届出書その他の書類の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第11条関係）

	作成方法		費用の額	
	写しの作成に 要する費用	電子複写機による複写（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	モノクロ	1枚につき
カラー			1枚につき	20円
用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）		モノクロ	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	20円
委託等による複写			上記の規定にかかわらず、委託等に要した額	
写しの送付に要する費用			郵送に要する額	

備考

- 1 1枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2枚として計算する。
- 2 日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本産業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。

別 記

様式第1号（第3条関係）

個人情報取扱事務（開始・変更）届出書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

広域連合の機関

個人情報取扱事務の（開始・変更）に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号）第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務を開始又は 変更する年月日	年 月 日
事務の名称	
所 管 課	
届 出 内 容	別紙「個人情報取扱事務（開始・変更）届出」のとおり

個人情報取扱事務（開始・変更）届出

事務の開始又は変更年月日		年 月 日		事務の区分		<input type="checkbox"/> 固有 <input type="checkbox"/> 共通	
事務の名称							
事務の目的							
所 管 課							
対象者の範囲							
個人情報の記録項目	一般的事項	基本的事項		経歴・成績等	経済状況	個人生活	
		<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 資産・収入	<input type="checkbox"/> 家庭状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 成績・能力	<input type="checkbox"/> 口座番号等	<input type="checkbox"/> 婚姻歴		
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 資格・免許	<input type="checkbox"/> 納税額等	<input type="checkbox"/> 居住状況		
	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 印影	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 社会活動状況		
	<input type="checkbox"/> 個人識別符号		<input type="checkbox"/> 賞罰の履歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 公的扶助		
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好		
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	要配慮個人情報	(取扱い) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤			
	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴					
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 逮捕等その他の刑事事件に関する手続					
	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続					
	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実					
個人情報の電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	(結合先) <input type="checkbox"/> 国等					
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他()					
事務の外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
備 考							

個人情報取扱事務廃止届出書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

広域連合の機関

個人情報取扱事務の廃止に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号）第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の廃止年月日	年 月 日
当該事務に係る保有個人情報の管理の終了予定年月日	年 月 日
事務の名称	
所管課	
備考	

様式第3号（第4条関係）

山形県後期高齢者医療広域連合・個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	施行令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

（法定代理人等が法人である場合は、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、これらに加えて住民票の写しを添付してください。		
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
所管課	備考	整理番号 -
課		受付印

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

（開示することができない部分）

（理由）

※ 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人又は代理人であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

※ この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 同封の説明事項をお読みください。

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで （土・日・祝祭日の閉庁日を除く。）

時間： （午前8時30分～午後5時15分）

(3) 送付に要する費用

5 所管課

課

電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおりその全部を開示しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしない理由	
所管課	課 電話番号

※ この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号）第6条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することにしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (延長後の決定等期間 年 月 日～ 年 月 日)
延長の理由	
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年形広連条例第2号）第7条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することにしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第7条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けであった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・保有個人情報開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けであった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

任意的意見聴取による第三者意見照会書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定に基づき御意見を伺うことにしたので、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

必要的意見聴取による第三者意見照会書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき御意見を伺うことにしたので、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	

注 該当するものの□にレ印を付し、必要な事項を記入してください。

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

注 該当するものの□にレ印を付し、必要な事項を記入してください。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示決定に関する通知書

あなたから 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することに決定した理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課	課 電話番号

※ この通知に係る決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法 （※該当するものの□にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()

3 事務所における開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時 分

※ 保有個人情報開示決定通知書の4(2)に記載されている日時から選択してください。日付は土・日・祝祭日の閉庁日を除いた日を、時間は午前8時30分～午後5時15分の間を指定してください。なお、「写しの送付」を希望する場合は記載不要です。

※ 事務所における開示の実施を希望する場合は、この申出書を開示の実施を希望する日の前日まで保有個人情報開示決定通知書の5に記載されている所管課に届くよう提出してください。

4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 _____ 円 }
無

※ 「写しの送付」を希望する場合は、「有」を丸で囲み、保有個人情報開示決定通知書の4(3)に記載されている送付に要する費用を記入してください。希望しない場合は、「無」を丸で囲んでください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）山形県後期高齢者医療広域連合長

（法定代理人等が法人である場合は、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、これらに加えて住民票の写しを添付してください。		
3 <u>本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
所管課	備考	整理番号 _____
課		受付印

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正の内容) (訂正の理由)
所管課	課 電話番号

※ この決定(以下「処分」といいます。)に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
所管課	課 電話番号

※ この決定(以下「処分」といいます。)に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することにしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (延長後の決定等期間 年 月 日～ 年 月 日)
延長の理由	
所管課	課 電話番号

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することにしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	日 (延長後の決定期限 年 月 日)
所管課	課 電話番号

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けであった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	
所管課	課 電話番号

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けであった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	
所管課	課 電話番号

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

あなたに提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により次のとおり訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正の内容) (訂正の理由)
所管課	課 電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先） 山形県後期高齢者医療広域連合長

（法定代理人等が法人である場合は、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 ※ 該当するものの□にレ印を付してください。 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、これらに加えて住民票の写しを添付してください。		
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
所管課	備考	整理番号 _____
課		受付印

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
所管課	課 電話番号

※ この決定(以下「処分」といいます。)に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
所管課	課 電話番号

※ この決定(以下「処分」といいます。)に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（山形県後期高齢者医療広域連合長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することにしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (延長後の決定等期間 年 月 日～ 年 月 日)
延長の理由	
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することにしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	日 (延長後の決定期限 年 月 日)
所管課	課 電話番号

第 号
年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

審査会諮問通知書

年 月 日付けであった広域連合長に対する審査請求について、次のとおり山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る決定内容	
審査請求の概要	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨・理由
諮問日	年 月 日
所管課	課 電話番号